

令和6年3月  
第3回（定例）

# 香芝市教育委員会議案

## 目 次

議第4号	令和6年度香芝市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の委嘱について	1
議第5号	香芝市史編さん委員会規則の一部を改正することについて	3
承第3号	香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取に関する報告及び承認について	5
議第6号	香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正することについて	9

## 議第4号

令和6年度香芝市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の委嘱について

香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成3年教委規則第6号）第2条第13号の規定に基づき、別紙に掲げる者に学校・幼稚園医、学校・幼稚園歯科医及び学校・幼稚園薬剤師を委嘱することについて委員会の議決を求める。

令和6年3月28日提出

香芝市教育委員会  
教育長 小西友吉

令和6年度 学校医・学校歯科医・学校薬剤師等名簿（案）

（敬称略）

学校・園名	内科医	歯科医	薬剤師
香芝中学校			
香芝西中学校			
香芝東中学校			
香芝北中学校			
五位堂小学校			
下田小学校			
二上小学校			
志都美小学校			
関屋小学校			
三和小学校			
鎌田小学校			
真美ヶ丘東小学校			
真美ヶ丘西小学校			
旭ヶ丘小学校			
五位堂幼稚園			
二上幼稚園			
関屋幼稚園			
三和幼稚園			
旭ヶ丘幼稚園			
認定こども園下田幼稚園（参考）			
認定こども園鎌田幼稚園（参考）			
認定こども園真美ヶ丘東幼稚園（参考）			

※色付部分が変更部分になります

## 議第 5 号

香芝市史編さん委員会規則の一部を改正することについて

香芝市史編さん委員会規則（令和 5 年教育委員会規則第 6 号）の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により議決を求める。

令和 6 年 3 月 28 日提出

香芝市教育委員会  
教育長 小 西 友 吉

香芝市史編さん委員会規則の一部を改正する規則（案）

香芝市史編さん委員会規則（令和5年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和4年条例第26号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第6条を第9条とし、第5条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

（編集委員会）

第5条 前3条の規定は、条例第6条第1項の編集委員会について準用する。

（専門部会）

第6条 教育委員会は、必要に応じて、時代及び分野別に資料の調査及び収集並びに市史の執筆及び編集を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門委員及び調査員をもって組織する。

3 専門委員は、識見を有する者及び市職員のうちから教育長が選任又は任命する。

4 条例第7条の規定は、専門委員及び調査員について準用する。

5 専門委員及び調査員の報償費等については、別に定める。

（資料等の収集等）

第7条 委員会は、市史に関する資料を保有する個人、団体及び関係機関（以下「所有者」という。）に対し、資料の閲覧及び提供、意見の聴取その他必要な協力（以下「資料の収集等」という。）を求めることができる。

2 専門委員及び調査員は、資料の収集等を行うときは、常にその身分を示す証明書を携帯し、必要があるときは、これを提示しなければならない。

3 委員会は、資料の収集等に当たっては、個人情報取扱いに十分な配慮を払わなければならない。

4 所有者から資料の寄贈又は寄託の申出があった場合は、香芝市二上山博物館条例施行規則（平成4年教育委員会規則第3号）第12条の規定に基づき、適切に処理するものとする。

5 市史の編さん及び刊行の過程で生じた調査結果その他の成果物の著作権は、全て教育委員会に帰属するものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

承第3号

香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取に関する報告及び承認に  
ついて

香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取を次のとおり臨時に代理した  
ので、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関  
する規則（平成3年教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により報  
告し、その承認を求める。

令和6年3月28日提出

香芝市教育委員会  
教育長 小西友吉

## 臨時代理書

香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により香芝市長より意見を求められた令和6年3月第2回香芝市議会定例会に提出される次の議案については異議のないものとし、教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成3年教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により、臨時に代理する。

令和6年3月21日提出

香芝市教育委員会  
教育長 小 西 友 吉

### 議案

- ・ 訴えの提起について





を十分に想定できていなかったことにあり、これらは相手方の過失に基づくものであることから、不法行為に基づく損害賠償請求として36,880,843円を請求したが、相手方は過失責任を否定し支払いを拒否するため、債権管理として法的手続が必要と判断した。

## 5 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定めることができる。
- (2) 事件の推移により、上訴若しくは訴えの取下げ又は和解等、状況に応じた措置を講じていくものとする。
- (3) その他請求の内容を実現するため、必要な裁判上の行為をするものとする。

## 6 管轄裁判所

大阪地方裁判所

## 議第 6 号

香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正することについて

香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則(平成 5 年教育委員会規則第 1 号)の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号)第 2 5 条第 2 項第 2 号の規定により議決を求める。

令和 6 年 3 月 2 8 日提出

香芝市教育委員会  
教育長 小 西 友 吉

香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則(案)  
香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則(平成5年教育委員会規則第  
1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「ICT係」を削る。

第3条ICT係の項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。